

第 3 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 5 年 8 月 25 日					
開 催 場 所	行 田 市 産 業 文 化 会 館 2 B 会 議 室					
開 議 時 刻	9 時 00 分					
閉 議 時 刻	10 時 05 分					
会 長	藤 間 光 治		会長代理	中 村 賢 一・伊 東 普 丈		
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要	議席 番号	氏 名	摘 要
	1	藤 間 光 治	出○席 欠席	9	新 井 健 一	出 席 欠○席
	2	中 村 賢 一	出○席 欠席	10	関 口 浩 幸	出○席 欠席
	3	寺 田 浩 市	出○席 欠席	11	伊 東 普 丈	出○席 欠席
	4	赤 羽 修 一	出○席 欠席	12	田 口 隆 一	出○席 欠席
	5	高 澤 克 芳	出○席 欠席	13	宮 崎 薫	出○席 欠席
	6	川 島 悦 男	出○席 欠席			
	7	太 田 実	出○席 欠席			
	8	間々田英治	出○席 欠席			

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪		
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫	堀口晴義	出○席 欠席
	③			⑬		
	④			⑭		
	⑤			⑮		
	⑥			⑯	寺田正彦	出○席 欠席
	⑦	江袋年史	出○席 欠席	⑰		
	⑧			⑱	荻原増夫	出○席 欠席
	⑨			⑲	諸貫達也	出○席 欠席
⑩			⑳	木村民夫	出○席 欠席	
関係者				書記	局長	五十幡雅弘
					次長	広田敦史
					主査	赤城太郎

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00）※資料の確認 あいさつ 農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行） 議事録署名人の選出についてですが、高澤委員、太田委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。 はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 はじめに訂正がございます。進行番号4の土地の表示で、〇〇〇番の筆の大字名が「渡柳」となっておりますが、正しくは「利田」でございます。恐れ入りますが、訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。 それでは議案説明に入らせていただきます。 進行番号1でございますが、熊谷市池上〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、熊谷市池上〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する小敷田字高根〇〇〇番〇、地目：田、192㎡について、経営の安定を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。 申請地は南側隣接地と一体でビニールハウスが建てられており、これまでは借地であったものを今回譲り受けることになったものでございます。 場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。熊谷市内にある本市の飛び地で、国道125号線の北に位置する小敷田地内のご覧の農地でございます。 次に進行番号2でございますが、野〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、鴻巣市笠原〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する野字北海戸〇〇〇〇番〇、地目：畑、256㎡について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。国道17号バイパスと県道行田蓮田線に挟まれた野地内の集落内に位置する農地でございます。 次の進行番号3と4は関連がございまして、お互いの農地を交換するものでございます。進行番号3は、利田〇〇〇番地 〇〇 〇さんが所有する利田字内郷通〇〇〇番、地目：田、459㎡ 外1筆、計1,457㎡を、利田〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんへ、進行番号4は、〇〇 〇〇さんが所有する渡柳字利田前〇〇番、地目：田、591㎡ 外1筆、計1,589㎡を〇〇 〇さんへと交換するものでございます。理由としまし</p>
--	---	---

<p>『議案第 2 号』 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>ては、それぞれ取得する農地の隣接地を耕作していることから経営の効率化を図るため所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 3 ページをご覧ください。正福寺の東と南に位置する利田地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上、議案第 1 号について、事務局で農地法第 3 条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第 1 号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第 1 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 1 号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第 2 号』農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の 1 ページ下の段をお願いします。議案第 2 号は、1 件となっております。</p> <p>進行番号 1 でございますが、中江袋〇〇番地〇号の〇 〇〇 〇〇さんが、自己所有の中江袋字屋敷〇〇番〇、地目：畑、191㎡について、住宅1棟、85.71㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、住所地ではなく、熊谷市内のアパートで生活し、住所地と行き来をしている状態ですが、今後、高齢になる母の介護のことを考え、母屋近くに住宅の建築を計画し、申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 4 ページをご覧ください。星川の北に位置する中江袋地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請地と合計すると、面積は276.38㎡になる予定でございます。</p>
---	--	--

<p>『議案第 3 号』 農地法第 5 条第 1 項 の規定による許可申請 書に対する審議につい て</p>	<p>伊東委員 議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>以上で議案第 2 号の説明を終わりますが、去る 8 月 2 1 日、現地調査をしていただいておりますので、伊東委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る 8 月 2 1 日、私と関口委員並びに事務局職員 2 名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第 2 号についての説明及び伊東委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第 2 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と認めます。よって議案第 2 号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第 3 号』農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の 2 ページをお願いいたします。議案第 3 号は、6 件となっております。</p> <p>進行番号 1 でございますが、若小玉〇〇〇〇番地－〇号棟〇〇〇号 〇〇 〇〇さん外 1 名が、祖父である若小玉〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する若小玉字六本木〇〇〇〇番〇、地目：畑、5 3 0 m²について、使用貸借により住宅 1 棟、1 2 3. 6 8 m²を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は現在、市内の借家で生活しておりますが、何かと手狭で不便となってきたことから住宅の建築を計画したところ、親の家の隣接地である本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 5 ページをご覧ください。太田小の北に位置する若小玉地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>次に進行番号 2 でございますが、渡柳〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、渡柳〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する渡柳字船原〇〇〇番〇、地目：畑、4 1 1 m²について、売買により住宅 1 棟、1 4 7. 4 0</p>
--	--	---

m²を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、実家で親と同居しておりますが、子供の成長とともに、手狭になってきたことから、将来を考え独立をしようと住宅の建築を計画したところ、実家や妹の家に近い本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線の南東に位置する渡柳地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号3でございますが、若小玉〇〇〇〇番地〇-〇棟〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、若小玉〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する若小玉字勝呂〇〇〇〇番〇、地目：畑、191m² 外2筆、計483m²について、売買により住宅及び車庫兼物置の計2棟、138.65m²を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、市内の借家で生活しておりますが、結婚後、家財道具も増え、何かと手狭になってきたことから住宅の建築を計画したところ、実家の隣接地である本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。市営勝呂住宅の北に位置する若小玉地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号4でございますが、本庄市本庄〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇さんが、前谷〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する前谷字中通〇〇〇番〇、地目：畑、993m²について、売買により分譲住宅 計7棟、463.75m²を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は本庄市に本社を置き、不動産の管理や販売などの事業をしておりますが、鴻巣支店の近隣で住宅の建築を希望する声が多かったことから建築可能な場所を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。泉小学校の東に位置する前谷地内の集落内農地でございます。

なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請地と合計すると、面積は2,585.05m²になる予定でございます。

	関口委員	<p>次に進行番号5でございますが、大阪府中央区道修町〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇〇さんが所有する埼玉字片原通〇〇〇〇番〇、地目：畑、980㎡ 外1筆、計1,744㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計320枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の49.5kwを2基、年間発電量が19万9,449kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線の南に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号6でございますが、羽生市大字桑崎〇〇〇番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、持田〇丁目〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが所有する持田字六反沼〇〇〇番〇、地目：田、922㎡ 外4筆、計3,270㎡について、使用貸借により農地改良をしたいとして一時転用の申請があったものでございます。</p> <p>譲受人は、羽生市に本社を置き、土木工事業を営んでおりますが、今回、農地の嵩上を目的に農地改良を行うものでございます。</p> <p>申請地は令和5年2月及び6月に農地法第3条の許可により譲渡人が取得しており、その際はポットによるブルーベリーの栽培であるため、現況の高さでも問題はないとのことでありました。しかし、今回、計画を変更し、桃を地植えすることにしたため、地盤高を50cm程上げたいとのことでございます。</p> <p>工事期間は3ヵ月を予定しており、申請書には隣接地権者3名のうち2名の同意書が添付されております。なお、もらえていない1名につきましても、図面と一緒に添付してもらえば同意すると言われているとのことであり、近いうちにもらえそうであるとのことでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。泉小学校の北に位置する持田地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る8月21日、現地調査をしていただいておりますので、関口委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る8月21日、私と伊東委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局か</p>
--	------	--

<p>『議案第 4 号』 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的</p>	<p>議長 宮崎委員 事務局次長 宮崎委員 事務局次長 議長 中村委員 事務局次長 中村委員 事務局次長 川島委員 太田委員 事務局次長 議長 議長 議長</p>	<p>ら申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第 3 号についての説明及び関口委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>隣接地権者の同意について、3 名のうち 2 名の同意書が添付されているとの説明がありました。残り 1 名の同意書の添付がされてから賛成したいと思うのですが、同意書の添付は要件になっているのですか。</p> <p>法的には同意書の添付までは求めておりません。ただし、隣接地権者の方には丁寧に説明してくださいというところで、確認の意味合いで添付してもらっております。</p> <p>隣接地権者の気持ちが変わり、同意しなくなった場合でも許可はおりてしまうのですか。</p> <p>許可はおりると思います。</p> <p>宮崎委員からご質問がございましたが、皆様他にご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>図面を付けたら同意するということですが、図面とはどういうものですか。</p> <p>申請書にも添付してもらっておりますが、これだけ盛り土をして、こういう構造にしますという断面図になります。口頭だけでの説明では分かり辛いということで図面でということだと思います。</p> <p>もう図面は出来ていると思いますが、もう少し見せるタイミングを早くすればよかったのではないですか。何回も地権者宅に伺ってはいるようですが、中々行き会えないということのようです。</p> <p>図面と現地で相違がないことを後々確認したいということなのでしょうね。</p> <p>土囲いをするのですか。</p> <p>土囲いをする予定はありません。全部法面で県の要綱にのっとった構造になっております。</p> <p>他にございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>他にご意見、ご質問がないようですので議案第 3 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>議長 挙手多数と認めます。よって議案第 3 号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第 4 号』農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について、を議題といたします。執行部の入室を求めます。</p> <p>(入室)</p>
--	---	--

<p>な構想の変更に係る意見聴取について</p>	<p>議長 農政課主任</p>	<p>執行部より説明をいたさせます。</p> <p>議案第4号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（いわゆる基本構想）の変更に係る意見聴取について」ご説明申し上げます。</p> <p>はじめに配布資料の確認をさせていただきます。各委員の皆様あてに事前に配布させていただきました、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更点について」、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（変更案）、「新旧対照表」の以上3点になりますがございますでしょうか。</p> <p>それではまず、基本構想の概要について、ご説明させていただきます。</p> <p>基本構想とは、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、本市の農業施策の推進において、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、概ね10年後の将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目的に定めたものです。</p> <p>今回の変更にあたりましては、本年4月に施行された「農業経営基盤強化促進法」の改正に伴い、埼玉県「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が変更されたことから、あわせて本市においても基本構想を変更するものです。</p> <p>また、基本構想の変更手続きにおきまして、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条において、農業委員会及び農業協同組合の意見聴取を要するとの規定がなされていることから、本日の審議にてお諮りしているところです。</p> <p>つづきまして、基本構想変更案についてご説明いたします。各委員の皆様におかれましては、各配布資料について事前にご確認いただいていることと存じますので、詳細については割愛させていただき、主な変更点についてご説明させていただきます。</p> <p>なお、今回の変更において、前回変更時の令和3年6月時点から目標等の各数値に変更は行っており、先程ご案内させていただいたとおり、国及び県の方針等の変更に係る箇所について、変更を行っておりますこと、ご承知おきください。</p> <p>では、主な変更点としては、4点ございます。</p> <p>1点目として、「人・農地プランや利用権設定等促進事業の記載について」見直しを行っております。先月の農業委員会総会にて、ご説明させていただきました通り、今年度より地域計画が法定化されたことから、人・農地プランに基づく表現から地域計画の趣旨に即した形に変更し、併せて、農地の集積・集約化の手法から利用権設定等促進事業を削除したところです。</p> <p>この変更については、基本構想の全般にわたって変更が行われているところですが、大きな変更箇所として、基本構想変更案の29ページ「第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」の第1項目において、</p>
--------------------------	---------------------	--

		<p>現行「利用権設定等促進事業に関する事項」から、「法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項」に変更を行い、地域計画に係る協議の場の設置や区域の基準、策定の進め方等について追記を行っております。</p> <p>併せて、利用権設定等促進事業に係る別紙1及び別紙2を削除しております。</p> <p>次に2点目として、基本構想の第3項「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」を追加しております。こちらの追加は、基本構想変更案の24ページから27ページにかけて明記されており、農業を担う者の確保及び育成の考え方、市が主体的に行う就農等促進のための取組、関係機関との連携及び役割分担の考え方、就農等希望者の受け入れから定着に向けたサポートの考え方等について追記を行っております。</p> <p>次に3点目として、基本構想の第4項に「農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」を追加しております。こちらの追加は、基本構想変更案の27ページ及び28ページに明記されており、変更点の1点目と同様に、地域計画の趣旨に即した効率的かつ総合的な農用地の集約化について、追記を行っております。</p> <p>最後に4点目として、県の基本方針等に則り、基本構想全般における語句や体裁等の追記、修正等を行っております。</p> <p>以上で、変更点についての説明を終わります。</p> <p>なお、今後の変更手続きの流れといたしましては、農業委員会及び農業協同組合の意見聴取を以って、埼玉県知事への同意協議を行い、県知事同意を得たのちに、9月末までに基本構想を策定し、遅滞なく公告することとなっております。</p> <p>以上で、基本構想の変更に係る意見聴取について、説明を終わらせていただきます。</p> <p>執行部から議案第4号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>地域計画が策定されると利用権設定がなくなり、全部中間管理機構を通すこととなりますが、利用権設定と比べて手続きが面倒です。要望になりますが、利用権設定のように簡単に出来るシステムになれば有難いです。</p> <p>実務上、簡易的に出来ていたものが無くなることで、確かに手間が掛かってくる部分が実情としてはあるのかなと思っているところではありますが、集約化を進めるうえで農地の中間管理、農地バンクを中心にしていきたいということだと思います。手続きについてやり易くなるというのはこちらとしても望まれるところではありますので、ご意見としてお預かりさせていただきます。</p> <p>他にございますか。</p> <p>今のことに関連しますが、主な書類の提出先は中間管理機構と市役所のどちらになりますか。</p>
議長		
中村委員		
農政課主任		
議長		
伊東委員		

報告事項	農政課主任	基本的には、最初は市役所で各書類をお預かりすることになると思います。
	議長	他にございますか。
	赤羽委員	利用権が廃止になるのは来年ですか。それとも再来年からですか。
	農政課主任	来年度末までに地域計画を策定することになっておりますので、利用できるのは遅くとも来年度末までになります。
	赤羽委員	その場合、例えば、10年の契約で後8年残っている場合などはどうなりますか。合意解約が必要になりますか。
	農政課主任	次の更新時に切り替えていくことになりますので、期間が残っているものはそのまま大丈夫です。全部切り替えると相当な事務量になりますし、皆様にも大変な手間が掛かってしまうことになると思いますので、期間が残っているものはそのまま、その期間が終わった後は更新が出来ないという流れになります。
	議長	他にございますか。 (なし)
	議長	他にご意見、ご質問がないようですので、議案第4号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手)
	議長	挙手全員と認めます。 よって、議案第4号は承認することといたします。 執行部の退出を求めます。 (退出)
	議長	次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。
主査	議案書3ページをご覧ください。 (1)及び(2)につきましては、市街化区域内における転用でございます。 市街化区域内における転用行為は届出の手續きとなっております。 (1)「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。 本件は、2件の届出があり、転用目的は、工場、住宅などがございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 (2)「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。 本件は、6件の届出があり、転用目的は、住宅、工場などがございます。添付書類も完備されておりました。	

<p>6 その他</p>	<p>議長</p>	<p>たので、受理をしたものでございます。</p> <p>続いて、(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。</p> <p>本件は、10件の届出があり、利用権等により農地の貸し借りを解約した場合に農業委員会に対し、通知するものでございます。合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>7 閉会</p>	<p>事務局長 主査</p> <p>事務局長 農政課主任</p> <p>事務局長</p>	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地パトロールについて ・令和5年度農地利用最適化活動活性化研修会について ・『農業委員、推進委員の連絡先一覧について ・農用地利用権等設定申出書の提出について ・行田市都市計画審議会委員の推薦について（中村会長代理を推薦した旨報告） ・令和5年度視察研修について（多数決により実施する方向で準備、10月の総会で最終決定） ・令和5年度農業用支線用排水路浚渫事業に伴う申請書の取りまとめについて <p>以上をもちまして、第3回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(10:05)</p>